



写真提供：橋本 光市氏

# 小松法人会 だより

第124号

令和7年1月1日発行

発行者：公益社団法人 小松法人会

編集：広報委員会

地域：小松市・加賀市・能美市・能美郡

事務局：小松市園町二の1 小松商工会議所内

TEL0761-24-2624 FAX0761-23-3825

E-mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp

## 新春のごあいさつ

令和7年の年頭に当たり、新年のご挨拶を申し上げます。  
挨拶に先立ち、令和6年能登半島地震により被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

会員の皆様方には、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。  
また、平素は、会員の皆様方をはじめ役員各位並びに税務当局及び関係団体各位の深いご理解と温かいご支援を頂き心から感謝申し上げます。

昨年は、元旦の地震をはじめとして、9月の大雨など大きな災害に見舞われました。その一方で、北陸新幹線の金沢～敦賀間が延伸開業するなど明るい話題もあり、本年が明るく希望の持てる年になることを期待しております。

こうした中で、当法人会は、税の研修・広報活動、租税教育活動、地域社会貢献活動を積極的に進めてまいりました。特に、租税教育活動においては、女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」、青年部会が企画した「親子で学ぶ！租税教室 石川県庁見学ツアー」には、多数の子供たちに参加していただきました。部会員の皆様方には、ご尽力いただきありがとうございました。今後も創意工夫をこらした租税教育活動を、継続していただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、令和7年の干支は乙巳(きのとみ)です。「乙」は困難があっても紆余曲折しながら進むことを意味し、「巳」は植物が最大限までに成長した状態を意味します。このことから、「多くの方が成長を見せようと結果の芽が出始めるのですが、早い人では極限まで芽吹く」というような年になると言われております。また、巳年は比較的多くの方に幸運が訪れやすいとされており、皆様方にとって良い年となりますようお願いいたします。

ところで、当法人会は、令和7年におきましても、より一層公益社団法人として、租税教室、社会貢献活動、講演会活動等といった公益性の高い社会のニーズに応えられる事業に取り組むことにより、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献してまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方には、本年も法人会活動に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のますますのご健勝及び会員各社の事業のご発展並びにご家族のご健勝を心から祈念いたしますとともに、税務当局及び関係団体の変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人小松法人会  
会長

小前田 彰



## 年頭のごあいさつ



小松税務署長  
笠谷 弘和

令和6年1月の能登半島地震により被災された皆様及びその御家族の方々に心からお見舞い申し上げます。

令和7年の新春を迎え、公益社団法人小松法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

小前田会長をはじめとして、貴法人会の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれており、租税教室や各種研修会等の開催のみならず、地域に密着した社会貢献活動など、長年にわたり積極的に活動を展開しておられることに深く敬意を表するとともに、改めて深く感謝申し上げます。

また、国税当局としましては、国税庁後援事業である「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組やe-Taxなど納税者の利便性の向上を目的としたデジタル化促進への取組、税務研修会等の開催などにつきまして、更に皆様方との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、間もなく、令和6年分の確定申告の時期を迎えます。

国税当局では、税務署に行かずに御自宅等から、マイナンバーカードとスマホやパソコンを利用し、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をe-Taxで送信していただくことをお勧めしております。

また、納付については、ダイレクト納付などのキャッシュレス納付、税務相談については、オンラインにより24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット（ふたば）」の御利用をお勧めしております。

会員の皆様方には、御自身の申告・納付はもとより、御家族や社員の方々にもe-Tax申告やキャッシュレス納付の御利用を周知していただければ幸いです。

結びに当たりまして、小松法人会のますますの御発展と、新しい年が会員皆様方及び御家族の方々にとりまして、穏やかで幸多き年となりますようお祈り申し上げます、新年の御挨拶とさせていただきます。



### 令和6年分 申告所得税・復興特別所得税及び消費税・地方消費税 (個人事業者)の申告と納税は正しくお早めに

#### 申告所得税及び復興特別所得税の場合

申告と納付の期限は

**3月17日(月)**

振替利用者の振替納付日

**4月23日(水)**

#### 消費税及び地方消費税の場合

申告と納付の期限は

**3月31日(月)**

振替利用者の振替納付日

**4月30日(水)**

## 令和6年度 通常総会



(於：ルートイングランティア小松エアポート)

### 《第13回 通常総会》

公益社団法人小松法人会は、令和6年6月4日(火)、ルートイングランティア小松エアポートにて、西出小松税務署長をはじめ、多数の来賓及び会員を迎え第13回通常総会を開催しました。

議事では、令和5年度の事業報告及び収支決算の審議が行われ満場一致で承認され、その後、令和6年度の事業計画及び収支予算が報告されました。

議事終了後、西出小松税務署長、中川石川県小松県税事務所長、宮橋小松市長から祝辞をいただき盛会のうちに閉会しました。

#### 《特別功労者(感謝状贈呈)》

総会の議事終了後に、次の特別功労者の方に感謝状が贈られました。

女性部会理事 下出 紀子  
 青年部会前顧問 吉田 淳也  
 (以上敬称略)



第40回 法人会全国大会 鹿児島大会  
2024.10.3 城山ホテル鹿児島



〈式典〉



〈記念講演会〉



第40回法人会全国大会

鹿児島大会

第40回「法人会全国大会鹿児島大会」が10月3日(木)鹿児島県の「城山ホテル鹿児島」にて開催されました。当日は全国から1,700名の企業経営者が参加し、当会からは、小前田会長以下4名の役員が出席しました。

大会は、第1部の式典では、令和7年度税制改正提言の報告や青年部会による租税教育活動・健康経営活動の事例発表等が行われました。

第2部は、「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」と題して、ANAホールディングス株式会社の取締役会長片野坂真哉氏による記念講演が行われました。

税の提言活動

会員企業の役に立つ「税に関する提言」を国・地方自治体に行っています

— 令和7年度 税制改正スローガン —

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を!



(小松市議会議長への提言活動)



(小松市長への提言活動)



(能美市長への提言活動)



(加賀市長への提言活動)



また、11月27日(水)には当地区選出の佐々木紀衆議院議員に対しても提言書を託し(秘書手渡し)、中小企業の立場から税制改正等を訴えました。

小松法人会では、令和6年9月19日の全法連理事会で決議され、全国大会(鹿児島大会)で報告された「令和7年度税制改正に関する提言」の内容を基に作成された「令和7年度税制改正に関する提言書」を11月21日(木)能美市、11月25日(月)加賀市、11月27日(水)に小松市の各市長並びに各市議会議長に提出して陳情活動を行いました。



地域社会貢献活動

《各商工会議所・商工会との共催による講演会の実施》

地域社会への貢献事業として、小松法人会と各商工会議所・商工会との共催による講演会を各支部で実施しました。多数の方の聴講ありがとうございました。講演会の詳細は左記のとおりで、当日は、各会場において税に関する各種の小冊子等を希望者に無料で配付しました。



於：ホテルアローレ



於：川北町文化センター

開催日	商工会議所名等	講師・演題
11月6日(水)	加賀商工会議所 (ホテルアローレ)	政治ジャーナリスト 田崎 史郎 氏 『今後の政治経済をどう読むか』
11月6日(水)	川北町商工会 (川北町文化センター)	(社)日本カウンタインテリジエンス協会 代表理事 稲村 悠 氏 『人の心に入り込み信頼関係を築く方法』



於：能美市辰口福祉会館



於：小松市民センター

開催日	商工会議所名等	講師・演題
11月16日(土)	能美市商工会 (能美市辰口福祉会館)	カリフォルニア州弁護士・タレント ケント・ギルバート 氏 『アメリカ大統領選と激動の国際情勢』
12月5日(木)	小松商工会議所 (小松市民センター)	企業顧問・テレビコメンテーター 金子 恵美 氏 『優秀なリーダーの共通点』

女性部会だより

法人会全国女性フォーラム『広島大会』に参加

4月18日(木)に広島県広島市の広島県立総合体育館にて「2024 HIROSHIMA 今、みつめなおそう!〜多島美の瀬戸・豊かな里山から〜」を大会キャッチフレーズに開催された第18回「法人会全国女性フォーラム広島大会」に森部会長以下8名が参加しました。

大会は第1部では、「『音楽・師との出会い』〜今、我々に求められること〜」と題して、下野達也氏(広島交響楽団音楽総監督)による記念講演が行われ、第2部の大会式典では租税教室等の事例発表等が行われて式典は終了しました。



令和6年度「税に関する絵はがきコンクール」表彰式の開催

女性部会では小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を開催しております。本年度は、加賀市、能美市、川北町の小学校16校から588点の応募作品があり、厳正な審査の結果、18名の方が受賞、16名の方が入選されました。なお、11月16日(土)に小松商工会議所において、「令和6年度『税に関する絵はがきコンクール』表彰式」を執り行い、受賞者に表彰状と記念品が贈られました。





青年部会だより

法人会全国青年の集い『福井大会』に参加

11月7日(木)～8日(金)に、「福の國より未来を研(み)がけ！」志を立て、新時代の扉を開こう」を大会スローガンに、第38回「法人会全国青年の集い 福井大会」が、フェニックス・プラザ、コートヤード・バイ・マリオット福井、サンドーム福井にて開催されました。当青年部会からは、道場部会長以下5名が参加しました。



11月7日(木)は各地で実施されている「租税教育活動」の取り組み事例発表及び各地の青年部会や企業が取り組む「健康経営」の実施事例を紹介する「健康経営大賞」が開催され、工夫やアイデアを凝らした事例が発表されました。8日(金)は「部会長サミット」、租税教育と健康経営の2つのテーマに分かれて「租税教育活動分科会」、「健康経営プロジェクト分科会」が開催されお互いの悩みや活動事例などを共有しながら交流を深めました。



〈部会長サミット〉



〈式典〉



**青年部会** 年会費 ¥5,000

**会員募集中**



租税教育活動

○小学生の「租税教室」を9校15回（6年12月末現在）を開催  
 小松法人会（青年部会、女性部会）では、次代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく学んでもらうための租税教育活動を活動の大きな柱と位置付けており、本年度も小学六年生を対象に租税教室を開催しています。



「親子で学ぶ！租税教室 石川県庁見学ツアー」の開催

青年部会（部会長 道場幹雄）は、令和6年8月9日（金）に「親子で学ぶ！租税教室 石川県庁見学ツアー」（県議会と県警本部）を16組のご家族で夏休みの期間を利用して開催しました。

議会では、議場の知事席や議長席、議員の座る場所の説明や石川県の伝統工芸品が使われていることを学びました。とても神々しいもので県議会の大切さを改めて感じました。その後、県税務課の方から、県税の収入や使い道について、スライドを使って説明があり、最後に1億円のレプリカを持ってもらい、税金の大切さを知ってもらいました。午後は2班に分かれて、県警の通信指令室と交通管制センターの見学並びに県警のパトカーに試乗させていただきました。

通信指令室には、県内各地から110番通報がひっきりなしにあり、24時間電話対応されている職員のご苦労に頭がさがる思いでした。交通管制センターでは、県内の交通情報が、リアルタイムで現れる画面に一同驚かされました。また、行きのバスでは青年部会員による「〇×税金クイズ」、帰りのバスではDVD「マリンと不思議な日曜日」を見ながら、税金について考えてもらった有意義な一日でした。

税務研修会等

小松法人会では、税に関する研修会として、新設法人説明会（年2回）、決算期別説明会（年4回）を開催しているほか、税務研修会及び年末調整説明会を開催しております。皆様のご参加をお待ちしております。



令和6年分 年末調整説明会  
 (小松商工会議所)



年末調整



# 多年にわたる功績を称えて 令和6年度 納税表彰

## 小松税務署長表彰

令和6年度納税表彰式が11月15日(金)に小松税務署において挙行され、法人会の発展に尽力され、その活動を通じて納税道義の高揚と正しい税知識の普及に多大な貢献をされたとして、当法人会女性部会長の森里枝様に表彰状が授与されました。



森 里 枝 様 (於：署長室)



0761-24-2624 お問い合わせ 検索

公益社団法人 小松法人会 法人会について お知らせ 各部会の紹介 イベント 行事予定 インターネットセミナー

(公社)小松法人会のホームページは、税に関するホットな情報や記事が満載

**法人会は  
企業と社会の健全な発展に  
貢献する団体です。**

- ※行事予定及び各種研修会並びに講演会のご案内
- ※「インターネットセミナー」を無料で閲覧
- ※「法人会自主点検チェックシート」の掲載
- ※「e-TAX」関連情報の掲載

小松法人会 検索



No.1



# 自動ダイレクト

## 自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。



源泉所得税を毎月納付する方など  
納付の機会が多い方



### ダイレクト納付利用の場合



- ① 申告等データ送信 →
- ← ② メッセージの受信
- ③ ダイレクト納付手続 →



### 自動ダイレクトを利用すると…

- ① 申告等データ送信 →  
+  
ダイレクト納付手続



### POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日。

### 申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付!

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不十分な手続です。
提出先税務番号	税務署
振付書種	なし
提出年月日	令和6年5月27日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは、  
訂書等による法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてご注意ください。

私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します。

申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)マニュアル」をご覧ください。





No.2

国税の

# キャッシュレス納付方法

## ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法



### 利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続

## インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

### 利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

## 振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、  
国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法



詳細は国税庁ホームページ  
「国税の納付手続」へ

## クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

## スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法





## 石川県からののお知らせ

No.1

### 事業主の皆様へ 石川県及び県内全市町からののお知らせ

石川県内のすべての市町は、個人住民税の  
**特別徴収完全実施**に取り組んでいます。

石川県内のすべての市町は、原則すべての事業主(給与支払者)の方を特別徴収義務者として指定しています。

事業主の方は、従業員(給与所得者)の方の個人住民税を特別徴収(給与から引き去り)していただくこととなります。

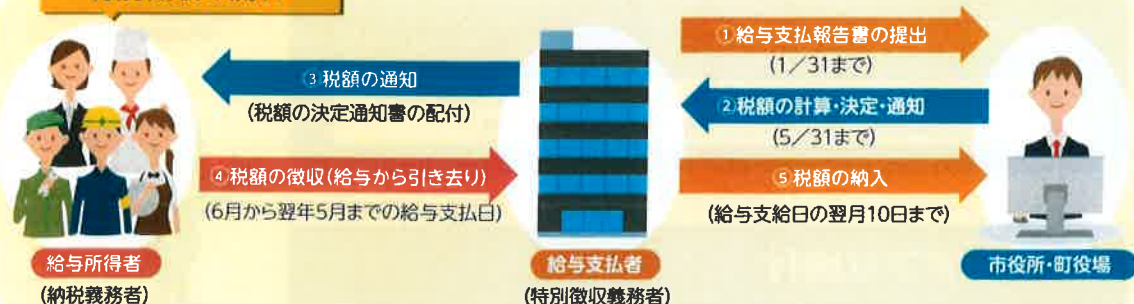
#### 特別徴収制度とは?

所得税の源泉徴収と同じように、事業主の方が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与から引き去り)し、従業員の住所地の市町に納入する制度です。

※ただし、以下の基準に該当すれば当面、例外的に普通徴収が認められます。

- A 総従業員数が2人以下(B~Fの理由に該当するすべての従業員数を除いた人数)
- B 他の事業所で特別徴収をされている方(乙欄適用者)
- C 給与が少額で特別徴収税額の引き去りができない方
- D 給与の支払が不定期な方(例:給与の支払が毎月ではない)
- E 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- F 退職者・退職予定者(5月末日まで)及び休職者(4月1日現在で給与の支払を受けていない休職者に限る)

#### 特別徴収の流れ



詳しくは、従業員の住所地の市町にお問い合わせください。

石川県・県内各市町



# 石川県からのお知らせ

No.2



## 個人住民税の特別徴収 Q & A



**Q1** 「特別徴収」はしなければならないのですか。

**A1** 地方税法321条の4及び市町の条例により、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。事業主の皆さまには、法令に基づく適正な事務処理の観点から特別徴収の実施をお願いしております。

**Q2** 「特別徴収」は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕がないのですが、特別徴収をしなければならないのですか。

**A2** 個人住民税の特別徴収は、事業主の方が行うべき法律上の義務とされていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

個人住民税の特別徴収を実施しても、所得税のように税額を計算したり、年末調整したりする手間はかかりません。

事業主の方は、市町から通知される従業員ごとの税額を、毎月の給与から徴収(給与から引き去り)し、翌月の10日までに、金融機関を通じて従業員の住所地の市町ごとに納めていただきます。特別徴収にすると、従業員が納税のために金融機関や市町の窓口に出向く手間が省けます。

毎月の給与から特別徴収(給与から引き去り)されることで、1回当たりの税負担額が少なくなります。(普通徴収では年4回払い、特別徴収では年12回払い)

従業員が常時10人未満の事業所等は、市町長の承認を受けて特別徴収税額の年12回の納期を年2回にする「納期の特例」制度(給与からの引き去りは毎月実施)がありますので、該当する場合は、関係市町に御相談ください。

**Q3** アルバイトやパートも「特別徴収」をする必要がありますか。

**A3** 所得税を源泉徴収されている従業員(アルバイトやパートを含む)については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

**Q4** 個人住民税の特別徴収分は『キャッシュレス納付』できますか。

**A4** 地方税共同機構が運営する「eLTAX(エルタックス)」を利用することによりキャッシュレス納付が可能です。

各種納付方法については  
地方税共同機構ホームページをご覧ください。

地方税共同機構

検索

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



### 個人住民税の特別徴収の具体的な手続きに関する市町のお問合せ先

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
金沢市	市民税課	076-220-2161	野々市市	税務課	076-227-6036
七尾市	税務課	0767-53-8412	川北町	税務課	076-277-1120
小松市	税務課	0761-24-8030	津幡町	税務課	076-288-2123
輪島市	税務課	0768-23-1126	内灘町	税務課	076-286-6706
珠洲市	税務課	0768-82-7735	志賀町	税務課	0767-32-9142
加賀市	税料金課	0761-72-7815	宝達志水町	税務住民課	0767-29-8150
羽咋市	税務課	0767-22-7130	中能登町	税務課	0767-72-3136
かほく市	税務課	076-283-1114	穴水町	税務課	0768-52-3630
白山市	市民税課	076-274-9514	能登町	税務課	0768-62-8518
能美市	税務債権課	0761-58-2206			

※このチラシは、すでに特別徴収を行なっている事業主の方にも送付しております。

# 法人会事務局からのお願い

下記事項に変更等がございましたら、公益社団法人 小松法人会事務局まで  
FAX(0761-23-3825)にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

## 変更届

公益社団法人 令和 年 月 日  
小松法人会 御中

所在地  
法人名  
代表者名  
電話

印

	旧	新
商号変更		
住所変更	〒	〒
代表者変更	役職名 氏名	役職名 氏名
その他の変更	資本金・業種・電話番号・FAX番号等に変更がありましたら、ご記入願います。	

※提出いただいた個人情報は、研修会等の開催通知、機関紙等の送付、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

公益社団法人 小松法人会 事務局

小松市園町二の1 小松商工会議所内

電話(0761)24-2624 FAX(0761)23-3825

E-Mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp